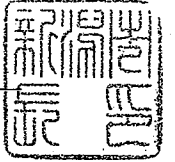




新循推第 451 号
令和 4 年 8 月 9 日

新潟市清掃審議会
会長 西條 和佳子 様

新潟市長 中原 八



ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

処理手数料の改定

家庭系廃棄物：10 キログラムまでごとに 60 円 【据え置き】

事業系廃棄物：10 キログラムまでごとに 130 円 【据え置き】

2. 諮問理由

平成 19 年 2 月 16 日における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申書において、「手数料は 3 年を基本として見直しを行う」ことにしています。前回の審議から 3 年目を迎えるため、今回諮問するもの。

3. 答申希望時期

令和 4 年 9 月末